

運営規程

居宅介護支援事業所

(事業の目的)

第1条

医療法人社団青雲会 が開設する居宅介護支援事業所エバーグリーン（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

- 一 当事業所は、利用者が要支援・要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- 二 当事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定の事業者に偏することのないよう公平かつ中立に実施する。
- 三 当事業所は、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。

(事務所の名称、所在地)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 居宅介護支援事業所エバーグリーン
- 二 事業所の所在地 室蘭市宮の森町4丁目22番20号

(従事者の職種・員数及び職務内容)

第4条

- 一 当事業所は次のとおり管理者を設置する
管理者 1名（常勤兼務）
管理者は従業者及び利用の申込みに係る調整など業務の管理を一元的に行い、また必要な指揮命令を行う。
- 二 当事業所は次のとおり介護支援専門員を設置する
介護支援専門員 4名（常勤4名）
介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び時間)

第5条

営業日および営業時間は次の通りとする。

- 一 営業日は月曜日から金曜日までとする。
(ただし祝日および12月30日～1月3日を除く)
- 二 営業時間は9:00時から17時30分とする。

(サービス提供方法及び内容)

第6条

サービスの提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所は事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする
- 二 使用する課題分析票の種類は、利用者の状況を勘案し書式化されたアセスメント方式を使用する。
- 三 サービス担当者会議の開催場所は事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において開催する。
- 四 利用者への訪問頻度は月1回以上必要に応じ、利用者の状態、居宅サービスの実施状況等の確認を行う
- 五 居宅介護支援サービス計画の作成。
- 六 指定居宅サービス事業者、その他の者との連絡調整。
- 七 その他の便宜の提供。

(利用料)

第7条

利用料は介護報酬の告示上の額とする。

(その他費用の額)

第8条

次条の通常の事業の実施区域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- 一 1kmあたり 50 円
- 二 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第9条

通常の事業の実施地域は下記のとおりとする

室蘭市全域、登別市一部（美園町・鷺別町・若草町・新生町・栄町）

(職員の倫理規定)

第10条

- 一 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、研修計画の作成、研修の実施、計画的な人材育成に努めるよう業務体制を整備する。
- 二 事業所は多様な評価の手法を用いその提供する事業所の評価を行い常にその改善を図りより良いサービスを提供することを目的としていきます。
- 三 職員は、職務上知り得た秘密を保持する。
- 四 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(事故発生時における対処方法)

第11条

- 一 事業者は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者、家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。
- 二 事業者はして居宅介護支援の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 三 事業者は、前項の損害賠償のため損害賠償責任保険に加入する。

(相談・苦情対応)

第12条

事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた 指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な 措置を講ずるものとする。

- 一 事業者は指定居宅介護支援の提供に関し市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導または助言を受けた場合は当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 二 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し 必要な援助を行うものとする。

- 三 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第13条

事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生または再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 二 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 三 虐待防止のための指針の整備
- 四 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者の設置
- 五 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第15条

事業者は、生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 一 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 二 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 三 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 四 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(事業継続計画)

第 16 条

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置)

第 17 条

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他)

第 18 条

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団青雲会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規程は、平成 27 年 04 月 01 日から施行する。

平成 27 年 10 月 21 日一部改正する。

平成 28 年 04 月 01 日一部改正する。

平成 28 年 08 月 01 日一部改正する。

令和 2 年 01 月 01 日一部改正する。

令和 2 年 04 月 01 日一部改正する。

令和 2 年 05 月 01 日一部改正する。

令和 3 年 04 月 01 日一部改正する。

令和 5 年 05 月 15 日一部改正する。

令和 6 年 04 月 01 日一部改正する。

令和 6 年 08 月 01 日一部改正する。

令和 7 年 05 月 21 日一部改正する。

令和 7 年 08 月 21 日一部改正する。